
入 札 公 告

県政だより「さん S U N 高知」令和 8 年 11 月号から令和 9 年 4 月号の印刷物請負契約を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 9 月 2 日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

(1) 印刷物の名称及び数量

県政だより「さん S U N 高知」令和 8 年 11 月号から令和 9 年 4 月号
一式

(2) 印刷物の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4 の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和 6 年度～令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に印刷業者（印刷に関する保有設備等申告書を提出している者。）として登録されている者で、県内業者（高知県内に本支店又は営業所がある者を含む。）として登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4 の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサ

ービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の（9）に該当しないこと。

（5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

（1） 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780－8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088－823－9788

（2） 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和8年9月2日（水）から同年9月9日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和8年9月2日（水）午前9時から同年9月9日（水）午後5時までの間に高知県ホームページの入札情報ページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsujoho/）で交付する。

（3） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月24日（木）午前10時

郵送による入札は認めない。

イ 場所

高知市本町四丁目1番32号

こうち勤労センター 7階会議室

4 その他

（1） 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第10条及び第40条の規定による。

（3） 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和8年9月9日（水）午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間におい

て、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者は、この一般競争入札に参加できない。

(9) 詳細は、入札説明書による。